

一般社団法人日光市観光協会キャラクターの使用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日光市観光協会（以下「協会」という。）のキャラクターの使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「キャラクター」とは、別図に定めるデザイン（キャラクターの一連動作を含む。）をいう。

(著作権等)

第3条 キャラクターの著作権及び使用権は、協会に帰属する。

(使用申請及び使用許可)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ一般社団法人日光市観光協会キャラクター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）にキャラクターを使用しようとする見本（以下「見本」という。）を添えて会長に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、見本を添付できないときは、キャラクターを使用しようとする商品その他の作成物等使用の状況が確認できる写真等を添付しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審査し、これを適当と認めるときは、一般社団法人日光市観光協会キャラクター使用許可通知書（様式第2号。以下「許可通知書」という。）により当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 会長は、前項の規定による使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

4 第2号の許可に基づき、商品その他作成物等の生産が完了した日後30日以内に、生産数の確認できる証拠書類を添えて生産完了報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(使用許可の制限)

第5条 会長は、その使用等が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許可しないものとする。

(1) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(2) キャラクターのイメージを損なう可能性があるかと認められるとき。

- (3) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められないとき。
 - (4) 法令、一般社団法人日光市観光協会定款（平成25年12月1日改正）、協会が定める規則その他の規定（以下これらを「法令等」という。）に反するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (6) 宗教、政治又は思想の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
 - (7) その他キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定によりキャラクターの使用を許可しないときは、一般社団法人日光市観光協会キャラクター使用不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料は、次のとおりとする。

- (1) 観光振興を目的とし、非営利に使用する場合 無料
 - (2) 営利目的とした行為、商品等に使用する場合 別表のとおり
- 2 使用料は、第4条第4項の規定による生産完了の届出の日から起算して30日以内に、納付しなければならない。
- 3 前項の規定により納入された使用料は返還しない。第8条の規定による内容の変更の場合も同様とする。

（使用料の免除）

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、キャラクターの使用に係る使用料を免除することができる。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 自治会等公益的団体、NPO法人、ボランティア団体及びスポーツ振興団体等が、非営利に使用するとき。
- (4) 旅行会社及び公共交通機関が行う広告並びに出版社が発行する雑誌等において使用する場で、当該使用により誘客効果が期待できる場合。
- (5) 他団体のキャラクターとともに使用される場合で、誘客宣伝に寄与する場合。
- (6) その他、会長が特に必要と認めるとき。

2 使用者が前項の規定により使用料の免除を受けようとするときは、第4条第1項の使用申請と同時に、一般社団法人日光市観光協会キャラクター使用料免除申請書（様式第5号）を会長に提出し、許可を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第8条 キャラクターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 許可された用途に限り、キャラクターを使用すること。
- （2） 協会が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- （3） キャラクターの絵柄の改変、描き足し及び一部を消去して使用しないこと。ただし、使用目的に応じた衣装等の追加、絵柄の切り取り等は、キャラクターのイメージを損なわない範囲内において、この限りでない。
- （4） キャラクターの意図的な色調の改変（彩度・明度・コントラスト等を含む。）して使用しないこと。ただし、印刷上の都合によりモノクロに処理した使用については、この限りでない。
- （5） キャラクターのイメージの縦横比を変更して使用しないこと。
- （6） 法令等を遵守し、キャラクターの知的所有権の喪失を招くことのないように努めること。
- （7） キャラクターの名称（日光仮面）を表記すること。
- （8） 第三者がキャラクターの知的所有権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに協会にその旨を連絡すること。
- （9） キャラクターの使用許可を受けた使用に関し、第三者と係争、審判、訴訟等（以下「訴訟等」という。）が起こされたときは、これを解決するため会長に協力して対処すること。
- （10） 前号の訴訟等については、これを解決すべき具体的措置の方法、費用負担等についてその都度両者協議して決定すること。
- （11） 使用者は、キャラクターを付した商品等の欠陥により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協会に一切の迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- （12） 前各号に掲げるもののほか、使用許可に際して条件を付した場合には、その条件に従って使用すること。

（使用許可内容の変更等）

第9条 使用者は、使用許可を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ一般社団法人日光市観光協会キャラクター変更使用許可申請書（様式第6号）に許可通知書及び変更後の見本を添えて会長に提出し、変更の許可を受けなければならない。この場合において、見本を添付できないときは、変更してキャラクターを使用しようとする商品その他の作成物等変更後の使用の状況が確認できる写真等を添付しなければならない。

2 会長は、前項の申請に基づき変更を許可するときは、一般社団法人日光市観光協会キャラクター変更使用許可通知書（様式第7号。以下「変更許可通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 第4条第3項、第5条及び前条の規定は、前2項の変更使用の場合に準用する。（使用の完了等）

第10条 使用者（前条第1項の規定により使用許可の変更許可を受けた使用者を含む。以下同じ。）は、キャラクターの使用が完了したとき又は使用を中止するとき若しくは使用の必要がなくなったときは、一般社団法人日光市観光協会キャラクター使用完了（中止）届（様式第8号）に、許可通知書又は変更許可通知書の写しを添えて会長に提出しなければならない。

（許可の取消し）

第11条 会長は、使用者の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を直ちに中止させ、当該使用に対する許可を取り消すものとする。

（1） 第4条第3項（第8条第3項で準用される場合を含む。）の規定による使用許可の条件に違反して使用したと認められるとき。

（2） 第5条又は第7条に違反していると認められるとき。

（3） 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

（4） その他会長がその使用を取り消す必要があると認めるとき。

2 会長は、前項の規定により使用者の使用を中止し、当該使用の許可を取り消すときは、その理由を付して使用者に書面で通知するものとする。

3 前2項の規定により許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、当該許可に係る使用物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 会長は、許可取消者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、回収等にかかる経費は、許可取消者が負担する。

5 会長は、許可の取消しにより生じたいかなる損害も賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより協会に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第13条 キャラクターの使用に起因する事故等により、使用者が使用者本人又は第三者に対し損害を与えた場合、協会はそのいかなる責任も負わない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、許可を受けた事項以外の目的でキャラクターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(個人情報の取扱い)

第15条 会長は、キャラクターの使用の許可に当たり取得した申請者の個人情報は、この規則の目的以外の目的には使用せず、個人情報を安全に管理し、本人の同意なしに第三者への提供はしない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の日光地区観光協会連合会が定めた失効前の日光地区観光協会連合会キャラクター「日光仮面」の使用に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の一般社団法人日光市観光協会キャラクターの使用等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の一般社団法人日光市観光協会キャラクターの使用等に関する規則の相当規定に関わらず、改正前の規則の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の一般社団法人日光市観光協会キャラクターの使用等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の一般社団法人日光市観光協会キャラクターの使用等に関する規則の相当規定に関わらず、改正前の規則の規定を適用する。

別図（第2条関係）



別表

キャラクター使用料

区分	一般	観光協会正会員
1 商品自体に使用する場合	小売価格×生産数×5%	無料
2 商品のパッケージに使用する場合	小売価格×生産数×2%	無料
3 公告に使用する場合（新聞・雑誌・放送広告）	媒体に対する支払額×5%	無料
4 チラシ等の印刷物に使用する場合	製作部数×2円	無料
5 ホームページ等WEB上で使用する場合	12か月 3,000円 ※12か月未満の使用の場合も月割・日割計算は行わない。	無料
6 その他の場合	会長が別に定める	